

畑作物共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、畑作物共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら最寄りの組合支所（ホームページ内「NOSA I 宮城の概要」を参照）にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 加入申し込みと共済関係（契約）の成立 加入される方が畑作物共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。	P 2
2 共済目的の種類 共済目的は、「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「蚕繭」です。	P 2
3 加入方式と共済金額（補償額） 加入者が選択できます。	P 2
4 共済責任期間（補償期間） 「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」は発芽期（移植するものは移植期）から収穫まで、「蚕繭」は桑の発芽期から収繭までです。	P 4
5 自動継続特約 畑作物共済加入申込時に自動継続特約申込書を提出することにより、翌年以降の年産の当該畑作物共済の申し込みがあったとする旨の特約を付することができます。	P 4
6 共済事故（共済金支払対象事故） 自然災害、火災、病虫害および鳥獣害による収量の減収（盗難は対象外）です。	P 4
7 共済金の支払額 共済事故による損害が発生したときに被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。 共済金の算定方法は、引受方式・補償割合ごとに異なります。	P 5
8 損害発生のお知らせ 損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。 なお、被害申告する際の申告内容は加入方式毎に違いますので詳細ページでご確認ください。	P 6
9 損害防止の義務 加入した「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「桑葉・蚕児」について、通常の管理、損害防止に努めてください。これらの努めを怠った場合は、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。	P 6
10 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。詳細ページで確認ください。	P 6
11 告知義務違反による共済関係の解除 加入申込の際に、悪意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。	P 6
12 共済掛金不払いによる共済関係の解除 契約成立後であっても、正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金が納入されない場合共済関係を解除することがあります。	P 6
13 重大事由による共済関係の解除 重大な事由により共済関係を解除する場合があります。詳細ページで確認ください。	P 6
14 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認 大豆、そばについて、共済金支払い後に共済金の返還を求める場合があります。	P 7
15 共済責任期間中の通知義務 共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠った場合、共済金がお支払いできなくなる場合や契約を解除・失効しなければならない場合があります。	P 7

＜畑作物共済の説明書（詳細ページ）＞

1 加入申し込みと共済関係(契約)の成立

畑作物共済の契約は、加入申込される方が、別途定めている加入申込書兼変更届出書に、必要事項を記入して組合に申し込み、その申し込みの内容を組合が確認し承諾することにより成立します。

なお、加入申込書兼変更届出書の提出にあたっては、記入誤りが無いよう十分ご留意願います。万一内容が事実と異なるときには、契約を解除し、共済金の支払いを免責する場合があります。

加入申込書兼変更届出書の提出後、作付け内容（蚕繭では掃立て・桑栽培内容）を変更する場合や、記入内容の誤りに気付いた場合は、速やかに組合までご連絡下さい。

また、申込にあたり耕作する大豆、ばれいしょ、そば及び掃立てする蚕繭の共済目的の種類ごとの全てでないときは申し込みの承諾を拒む場合があります。

2 共済目的の種類

加入できる共済目的は、「大豆（えだまめ等未成熟で収穫するものを除きます。）」、「ばれいしょ（春期に播種するばれいしょ）」、「そば（秋そば）」及び「蚕繭」です。

3 加入方式と共済金額(補償額)

引受方式と補償割合（平年の収穫量・生産金額のうち農業共済が補償する部分の割合）を加入者が選択することができます。共済目的の種類・引受方式ごとの補償割合は次のとおりです。

共済目的の種類	引受方式	補償割合
大豆	一筆方式 (平成 33 年産で廃止)	7 割
	半相殺方式	8 割、7 割、6 割
	全相殺方式	9 割、8 割、7 割
大豆、ばれいしょ及びそば	地域インデックス方式	9 割、8 割、7 割
蚕 繭	全相殺方式	8 割、7 割、6 割

一筆方式、半相殺方式、全相殺方式及び地域インデックス方式の共済金額（共済事故があった時の最高補償額）は、加入申し込みのときに加入される共済目的の種類等ごとに、単位（1 kg）当たり共済金額に引受収量を乗じて得た金額です。

なお、全相殺方式に加入いただくには、加入資格要件（JA 等出荷先から出荷伝票等により収穫量が概ね全量把握でき、今後も同様に出荷及びその数量の把握ができること）を満たすことが必要です。

また、青色申告書及びその関係書類等を用いて全相殺方式に加入する場合は、その関係書類等により算出した基準単収をもとに補償割合と加入者が選択した単位当たり共済金額によって計算した金額です。

(1) 単位当たり共済金額

単位当たり共済金額は、毎年、農林水産大臣が告示します。加入者は告示に基づき設定された単位当たり共済金額のうちから申し出により選択します。

「大豆」の単位当たり共済金額は、大豆の種類別（白大豆（主食用、種子用に細分されます）、その他の黒大豆の別）に設定され、白大豆の主食用については経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払交付金（以下「数量払交付金」）を受けようとする農業者（以下「交付農業者」）とそれ以

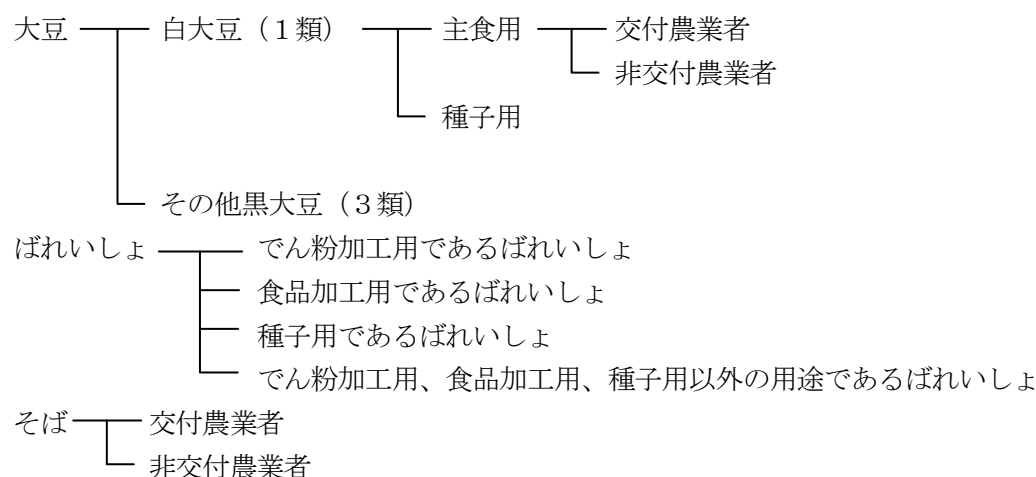
外の農業者（以下「非交付農業者」）の別に設定された中から選択します。

「ばれいしょ」の単位当たり共済金額は、用途別（でん粉加工用であるばれいしょ、食品加工用であるばれいしょ、種子用であるばれいしょ、でん粉加工用、食品加工用、種子用以外の用途であるばれいしょの別）に選択します。

「そば」の単位当たり共済金額は、交付農業者と非交付農業者の別に設定された中から選択します。

「蚕繭」の単位当たり共済金額は、農家ごとの種繭収繭量割合（掃立て全収繭量に対する種繭の収繭量の割合）に応じた区分ごとに設定します。

（単位当たり共済金額の設定区分）



【注意！】 「大豆」及び「そば」について、「交付農業者」として単位当たり共済金額の選択を申し出した加入者が、後日要件を満たさない等により数量払交付金を受けられないことが判明した場合は、「非交付農業者」に適用される単位当たり共済金額を適用し、引受変更することになります。

(2) 引受収量

引受収量は次のように算定し、組合が設定しています。

① 一筆方式

引受収量＝（耕地ごとの10a当たり収穫量×耕地ごとの引受面積）×補償割合

※圃場一筆ごとに計算しています。

② 半相殺方式

引受収量＝（耕地ごとの10a当たり収穫量×耕地ごとの引受面積）の合計×補償割合

③ 全相殺方式

引受収量＝（耕地ごとの10a当たり収穫量×耕地ごとの引受面積）の合計×補償割合

○10a当たり収穫量（基準収穫量）

10a当たり収穫量は平年的な収穫量で、県平均が農林水産大臣から、組合平均が県知事から毎年通知されます。

組合では耕地ごとの圃場条件、栽培管理等を調査して、耕地ごとの収量等級を設定し、組合平均が県知事から通知される10a当たり収穫量の範囲内になるように定めています。

また、青色申告書及びその関係書類を用いて全相殺方式に加入する場合の基準収穫量については、青色申告書及びその関係書類等により収穫量を把握し、最近5か年中中庸3か年を平均した数量となります。

④ 地域インデックス方式

引受収量＝（統計単位地域ごと耕地ごとの10a当たり収穫量×統計単位地域ごと耕地ごとの引受面積）の合計×補償割合

○統計単位地域ごと耕地ごとの10a当たり収穫量

地域インデックス方式の引受における統計単位地域ごと耕地ごとの10a当たり収穫量は統計単位地域（農林統計の作柄等を公表する単位）ごとの最近の生産単収の平均（5中3）で算定される収穫量です。

農林統計で作柄統計を公表する単位は、作物ごとに県単位、市町村単位、市町村別田畑別と異なります。

また、秘匿措置等で情報が公表されない場合は、順次公表単位の区域を拡大します。

作物名	地域インデックス方式の統計単位地域	統計公表単位			
		市町村別田畑別	市町村別	県別	全国
大豆	市町村別田畑別	◎	○	○	○
ばれいしょ	—	×	×	×	◎
そば	市町村別田畑別	◎	○	○	○

※基本的に◎の統計公表単位を用いて算定します。

4 共済責任期間(補償期間)

共済責任期間（補償期間）は、次のとおりです。

大豆、ばれいしょ…… 発芽期から収穫をする時までです。収穫とは、収穫適期に刈取りすること及びそばをいいます。なお、通常の圃場乾燥期間も含まれます。

蚕繭…………… 桑の発芽期から収繭をする時までです。

5 自動継続特約

畑作物共済加入申込時に自動継続特約申込書を提出することにより、翌年以降の年産の当該畑作物共済の申し込みがあったものとする旨の特約を付することができます。

6 共済事故(共済金支払対象事故)

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

(1) 大豆、ばれいしょ及びそばの共済事故

- ① 風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害
- ② 火災
- ③ 病害、虫害
- ④ 鳥害、獣害

※上記以外の事故は対象になりません。

(2) 蚕繭の共済事故

- ① 蚕児の風水害、地震の害、噴火の害
- ② 蚕児の火災
- ③ 蚕児の病害、虫害

- ④ 蚕児の鳥害、獣害
- ⑤ 桑葉の風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害、冷害、冷湿害、地震の害、噴火の害、雷害、その他気象上の原因による災害
- ⑥ 桑葉の火災
- ⑦ 桑葉の病害、虫害
- ⑧ 桑葉の獣害

※上記以外の事故は対象になりません。

7 共済金の支払額

畑作物共済に加入した「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「蚕繭」に、共済責任期間中に共済事故による損害が発生した場合は共済金をお支払いします。共済金の支払額は、次の算式による金額となります。

なお、「大豆」及び「そば」について、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）交付金（以下「面積払交付金」）が当年産の作付面積を対象に支払われることとなったため、大豆共済及びそば共済との関係調整がなされ、数量払交付金を受ける交付農業者で面積払交付金受給者の主食用大豆及びそばの実収量は実際の収量に面積払交付金に相当する収量を加算して算定します。

(1) 大豆、ばれいしょ及びそば

①一筆方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝引受収量－実収量

（圃場1筆ごとに計算します。）

* 実収量は、被害申告のあった耕地ごとに調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

②半相殺方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（被害耕地の基準収量－被害耕地の実収量）の合計

－基準収量の合計×（1－補償割）

* 実収量は、被害申告のあったすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

③全相殺方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（基準収量の合計－実収量）－基準収量の合計×（1－補償割合）

* 実収量は、被害申告のあった加入者ごとに乾燥調整施設等への搬入数量等、JA等への出荷数量等若しくはすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

また、基準収量を青色申告書及びその関係書類を基礎として設定している場合には、青色申告書等調査により実収量を算定します。

④地域インデックス方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（統計単位地域ごとの基準単収－統計単位地域ごとの当年産の統計単収）×統計単位地域ごとの合計面積－統計単位地域ごとの基準単収×統計単位地域ごとの合計面積×（1－補償割合）

(2) 蚕繭

春蚕繭、初秋蚕繭の夏蚕期、初秋蚕繭の初秋蚕期、晩秋蚕繭の晩秋蚕期及び晩秋蚕繭の晩々秋蚕

期ごとに算出します。

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（基準収穫量の合計－実収量）－基準収穫量の合計×（1－補償割合）

※ 桑葉の被害は、実収量の減収に換算して算出します。

8 損害発生の通知

加入した「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「蚕繭（桑葉及び蚕児）」に損害が発生したときは、遅滞なく組合に損害発生通知をしてください。損害発生通知が遅れ、事故状況の確認ができない場合には共済金が支払われなくなることがあります。

各方式で次の被害が見込まれる場合は速やかに損害発生通知（被害申告）を行ってください

(1) 一筆方式、半相殺方式、全相殺方式は基準収穫量に対して支払開始損害割合を超える減収が見込まれるとき

なお、半相殺方式は被害申告時に被害申告する筆ごとに見込収穫量（見込単収）を申告します

(2) 地域インデックス方式は、引受耕地に被害が発生すればその旨を通知する

(3) 半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式は、全損被害耕地（収穫皆無耕地）も被害申告します

9 損害防止の義務

加入した「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「蚕繭」について、通常の管理、損害防止に努めてください。これらの努めを怠った場合は、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示する場合があります。

10 共済金が支払えない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

(1) 加入者が損害防止の義務を怠ったとき

(2) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき

(3) 加入者が損害発生の通知を怠り、悪意若しくは重大な過失によって事実と反する通知をしたとき

(4) 加入者が悪意若しくは重大な過失によって加入申込書兼変更届出書に不実の記載をしたとき

(5) 蚕繭を譲渡したとき、又は収繭期前の棄蚕をしたとき

(6) 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき

(7) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

(8) 共済掛金等を払込期限までに納入しないとき

11 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込の際に、悪意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

12 共済掛金不払いによる共済関係の解除

契約成立後であっても、正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金が納入されない場合共済関係を解除することがあります。

13 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

(1) 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせたとき又はさせようとしたとき

(2) 共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い又は行おうとしたとき

14 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認

(1) 交付申請の有無の確認

「大豆」及び「そば」について、加入者が選択を申し出た単位当たり共済金額について、その適用にあたり確認するため関係部署（市町村、JA、東北農政局等）へ経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払の交付申請の有無を照会いたします。

(2) 共済金の返還を求める場合

①「大豆」及び「そば」について、共済金の支払い後に交付農業者としての単位当たり共済金額を適用した加入者が非交付農業者であることが判明した場合は、非交付農業者に適用される単位当たり共済金額を適用し引受変更するとともに、支払いした共済金の返還（全部又は一部）を求めることがあります。

②「大豆」及び「そば」について、交付農業者として引受した加入者で数量払のみの交付申請を行った旨の申告があったにもかかわらず、面積払交付農業者であることが判明し共済金が過大に支払われていたときには、支払いした共済金の返還（全部又は一部）を求めることがあります。なお、このような事例が複数年続いた時やその他悪意または重大な過失によって不実の申告をしたと認められるときは、共済金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。

15 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠った場合、共済金がお支払いできなくなる場合や契約を解除・失効しなければならない場合があります。

- (1) 加入している「大豆」「ばれいしょ」「そば」を譲渡したとき、収穫適期前に刈取り、抜き取り若しくは鋤き込んだとき又はしようとするとき
- (2) 加入している「大豆」「ばれいしょ」「そば」についての栽培方法を加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき
- (3) 「蚕繭」を譲渡したとき、又は収繭期前に棄蚕をするとき若しくはしたとき
- (4) 「蚕児」の飼育場所を変更したとき

16 その他の重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。